

基 発 第 0331024 号
平成 21 年 3 月 31 日

都 道 府 県 労 働 局 長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

作業環境評価基準の一部を改正する件等の施行等について

鉛中毒予防規則の一部を改正する省令（平成 21 年厚生労働省令第 69 号。以下「改正鉛則」という。）、作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令（平成 21 年厚生労働省令第 70 号。以下「改正作環則」という。）、特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能の一部を改正する件（平成 21 年厚生労働省告示第 191 号。以下「改正特化物性能要件」という。）、作業環境測定法施行規則第 54 条第 2 号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準の一部を改正する件（平成 21 年厚生労働省告示第 192 号。以下「改正測定機器基準」という。）、作業環境測定士規程の一部を改正する件（平成 21 年厚生労働省告示第 193 号。以下「改正測定士規程」という。）、作業環境測定基準の一部を改正する件（平成 21 年厚生労働省告示第 194 号。以下「改正測定基準」という。）、作業環境評価基準の一部を改正する件（平成 21 年厚生労働省告示第 195 号。以下「改正評価基準」という。）、鉛中毒予防規則第 32 条第 1 項の厚生労働大臣が定める要件の一部を改正する件（平成 21 年厚生労働省告示第 196 号。以下「改正鉛稼働要件」という。）、特定化学物質障害予防規則第 8 条第 1 項の厚生労働大臣が定める要件の一部を改正する件（平成 21 年厚生労働省告示第 197 号。以下「改正特化物稼働要件」という。）、石綿障害予防規則第 16 条第 1 項第 4 号の厚生労働大臣が定める性能の一部を改正する件（平成 21 年厚生労働省告示第 198 号。以下「改正石綿性能要件」という。）及び石綿障害予防規則第 17 条第 1 項の厚生労働大臣が定める要件の一部を改正する件（平成 21 年厚生労働省告示第 198 号。以下「改正石綿稼働要件」という。）が、平成 21 年 3 月 31 日に公布され、同年 7 月 1 日から施行又は適用（ただし、新規に管理濃度を定めるニッケル化合物、砒素及びその化合物に係る事項その他については同年 4 月 1 日）されることとなったところである。

については、今回の改正の趣旨、内容等については下記のとおりであるので、改正の趣旨を十分に理解し、関係機関等への周知徹底を図るとともに、その施行に遺漏なきを期されたい。

記

第1 改正の趣旨

今回の改正は、作業環境測定の対象となる化学物質について、厚生労働省労働基準局において開催された管理濃度等検討会において、疫学調査などに基づく近年の化学物質等の人体への影響についての医学的知見や作業環境測定技術の最新の状況等を踏まえて見直し等の検討をしてきたところ、その検討結果が取りまとめられたことから、今般、これを踏まえ管理濃度の改定等を行うとともに、その他所要の整備を図ったものである。

第2 改正の要点

1 管理濃度の改正等について（改正評価基準別表関係）

作業環境評価基準（昭和63年労働省告示第79号。以下「評価基準」という。）においてニッケル化合物、砒素及びその化合物の管理濃度を新たに定めるとともに、クロロホルム、シクロヘキサノン、テトラヒドロフラン、トリクロルエチレン、トルエン、二硫化炭素、アクリルアミド、塩素化ビフェニル（別名 PCB）、臭化メチル、弗化水素及び粉じんについて管理濃度の改定を行ったこと。

2 抑制濃度の改正について（改正特化物性能要件、改正特化物稼働要件、改正鉛則、改正鉛稼働要件、改正石綿性能要件、改正石綿稼働要件関係）

ニッケル化合物、砒素及びその化合物について、局所排気装置の性能要件及び稼働要件としての抑制濃度を新たに定めるとともに、アクリロニトリル、塩素、塩素化ビフェニル（別名 PCB）、クロム酸及びその塩、五酸化バナジウム、シアン化カリウム、シアン化水素、シアン化ナトリウム、臭化メチル、重クロム酸及びその塩、水銀及びその無機化合物（硫化水銀を除く）、トリレンジイソシアネート、ニトログリコール、パラ - ニトロクロルベンゼン、弗化水素、ベンゼン、マンガン及びその化合物（塩基性酸化マンガンを除く）、沃化メチル、硫化水素、硫酸ジメチル、鉛及びその化合物のほか石綿について、抑制濃度の改定を行ったこと。

3 測定方法の改正等について（改正測定基準関係）

（1）簡易測定機器を用いる測定方法について

作業環境測定技術の進歩及び普及状況を踏まえて、作業環境測定基準（昭和51年労働省告示第46号。以下「測定基準」という。）第10条第2項から第4項まで及び第13条第2項から第4項までの規定による特定化学物質や有機溶剤の濃度の測定の方法（簡易測定機器を用いる測定方法）として、検知管のほかに、検知管と同等以上の性能を有する測定機器を用いることを認めたこと。

(2) 試料採取及び分析方法について(測定基準別表関係)

ニッケル化合物、砒素及びその化合物が作業環境測定対象物質とされたことに伴い、これらの物質の試料採取方法及び分析方法を新たに定めたこと。

また、既存の測定対象物質の一部についても、管理濃度改正により、試料採取方法又は分析方法の見直しを行ったこと。

4 その他

関連事項について、所要の整備を行ったこと。

第3 細部事項

1 管理濃度の改正等について(改正評価基準別表関係)

(1) 管理濃度の改正等について、ニッケル化合物、砒素及びその化合物、クロロホルム、シクロヘキサノンその他の11物質の管理濃度は、別紙の1管理濃度の表のとおりであること。

(2) 本改正のうち、ニッケル化合物、砒素及びその化合物については、労働者の健康障害発生のリスクが高く、作業環境測定を行うべきとされたことから、新たに管理濃度を設定したものであること。

既に作業環境測定の対象物質となっているクロロホルム、シクロヘキサノンその他の11物質については、疫学調査などに基づく新たな知見(例えば、粉じん中の有害成分である結晶質シリカについて、発がん性のリスクがあることが明らかになったことなど。)が得られたことから、労働者の健康を守るために管理濃度の引き下げを行ったものであること。

(3) 新たな管理濃度に基づき作業環境評価を行った結果、気中有害物質の濃度の平均値が同管理濃度を超えることとなる場合(第3管理区分)には、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させた後、作業環境の改善に必要な措置を講じさせるものであること。

2 抑制濃度の改正等について

(1)改正特化物性能要件及び改正特化物稼働要件関係

局所排気装置を設置する際の性能要件及び局所排気装置を稼働させる時の稼働要件として、フードの外側における物質の濃度が、特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能(昭和50年労働省告示第75号)第1号別表及び特定化学物質障害予防規則第8条第1項の厚生労働大臣が定める要件(平成15年厚生労働省告示第378号)第1号において示される抑制濃度を超えないようにしなければならないこととされているが、今般、新たに対象物質とされたニッケル化合物、砒素及びその化合物と、既に対象物質とされているアクリロニトリル等20物質の抑制濃度を、別紙の2抑制濃度の表のとおり設定又は改正したものであること。

と。

(2) 改正鉛則及び改正鉛稼働要件関係

局所排気装置を設置する際の性能要件及び局所排気装置を稼働させる時の稼働要件として、フードの外側における物質の濃度が、鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第37号）第30条及び鉛中毒予防規則第32条第1項の厚生労働大臣が定める要件（平成15年厚生労働省告示第376号）第1号において示される抑制濃度を超えないようにしなければならないこととされているが、今般、鉛及びその化合物の抑制濃度を、別紙の2抑制濃度の表のとおり改正したものであること。

(3) 改正石綿性能要件及び改正石綿稼働要件関係

局所排気装置を設置する際の性能要件及び局所排気装置を稼働させる時の稼働要件として、フードの外側における物質の濃度が、石綿障害予防規則第16条第1項第4号の厚生労働大臣が定める性能（平成17年厚生労働省告示第129号）及び石綿障害予防規則第17条第1項の厚生労働大臣が定める要件（平成17年厚生労働省告示第131号）において示される抑制濃度を超えないようにしなければならないこととされているが、今般、石綿の抑制濃度を、別紙の2抑制濃度の表のとおり改正したものであること。

3 測定方法の改正等について

(1) 改正測定基準第10条及び第13条関係

検知管方式による測定機器（簡易測定機器）を用いる測定方法として、検知管と同等以上の性能を有する測定機器を用いる方法によることも認めたこと。

例えば、ホルムアルデヒドの測定については、検知管と同等以上の性能を有する測定機器として、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第3条の2第1号の表の第7号の下欄の規定に基づき厚生労働大臣が別に指定する測定器を定める件（平成15年厚生労働省告示第204号）において指定する測定機器があること。

(2) 改正測定基準別表関係（試料採取及び分析方法について）

ニッケル化合物、砒素及びその化合物の試料採取方法及び分析方法を新たに定めるとともに、アクリルアミド、臭化メチル及び二硫化炭素の試料採取及び分析方法について、次のとおり見直しを行ったこと。

- ・ニッケル化合物 試料採取方法は、ろ過捕集方法（オープンフェース面速約19cm/秒での捕集とする。）
分析方法は、原子吸光分析方法
- ・砒素及びその化合物 試料採取方法は、ろ過捕集方法
分析方法は、吸光光度分析方法又は原子吸光分析方法
- ・アクリルアミド 試料採取方法は、ろ過捕集方法及び固体捕集方法（組み合わせで行うものであること。）
- ・臭化メチル 試料採取方法は、これまでの方法のほか、固体捕集方法を

追加

分析方法は、これまでの方法のほか、固体捕集方法にあつてはガスクロマトグラフ分析方法を追加

・二硫化炭素

試料採取方法は、これまでと同じ

分析方法は、これまでの方法のほか、固体捕集方法にあつては吸光光度分析方法又はガスクロマトグラフ分析方法を追加

なお、三酸化砒素の試料採取方法及び分析方法については従前のおりであるが、測定基準別表第 1 においては、砒素及びその化合物に統合されたものであること。

4 その他

(1) 改正作環則第 2 条第 1 号関係

測定基準第 10 条第 2 項から第 4 項まで及び第 13 条第 2 項から第 4 項までの改正により、特定化学物質や有機溶剤の濃度の測定において、「検知管方式によるガス又は蒸気の濃度の測定機器」のほかに「これと同等以上の性能を有する測定機器」を用いることが可能となったことに伴い、作業環境測定法施行規則(昭和 50 年労働省令第 20 号)第 2 条第 1 号において第二種作業環境測定士が分析の業務に用いることができる」とされている測定機器についても、「検知管方式によるガス又は蒸気の濃度の測定機器」に加え「これと同等以上の性能を有する測定機器」を用いることを認めることとしたこと。

(2) 改正測定機器基準第 1 号関係

測定基準第 10 条第 2 項から第 4 項まで及び第 13 条第 2 項から第 4 項までの改正により、特定化学物質や有機溶剤の濃度の測定において、「検知管方式によるガス又は蒸気の濃度の測定機器」に「これと同等以上の性能を有する測定機器」が追加されたことに伴い、作業環境測定機関になろうとする者が登録申請時に有すべき機器及び設備として、作業環境測定法施行規則第 54 条第 2 号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準(昭和 51 年労働省告示第 9 号。以下「測定機器基準」という。)第 2 号の表中、作業環境測定法施行規則別表第 3 号の作業場の項ホ及び作業環境測定法施行規則別表第 5 号の作業場の項ニにおいて定められている「検知管方式によるガス又は蒸気の濃度の測定機器」について、「これと同等以上の性能を有する測定機器」を追加し、これらのうち、いずれかを備えていることとしたこと。

(3) 改正測定士規程第 2 条及び第 3 条関係

ニッケル化合物、砒素及びその化合物が特定化学物質の第二類物質とされたことに伴い、作業環境測定士規程(昭和 51 年労働省告示第 16 号)第 2 条の表に定める「別表第 4 号の作業場の作業環境について行う分析の技術」の試験の科目の範囲及び作業環境測定士規程第 3 条の表に定める「別表第 4 号の作業場の作業環境について行う分析の実務」の講習の科目の範囲に、それぞれニッケル化合物、砒素及びその化合物を加えたこと。

なお、三酸化砒素が、砒素及びその化合物に統合されたことに伴い、三酸化砒素は削除したこと。

(4) 改正測定基準第4条関係

測定基準第4条第4号の屋内作業場における騒音の測定において用いる機器の性能に関する規定について、日本工業規格C1502が廃止されたことに伴い見直しを行い、「等価騒音レベルを測定できるものであること」としたこと。

「等価騒音レベルを測定できるもの」としては、日本工業規格C1509並びに旧規格C1502及びC1505に定める規格に適合する機器並びにこれらと同等以上の性能を有する機器が該当するものであること。

(5) 測定基準第10条第1項及び第13条第1項関係

測定基準別表第1又は別表第2の下欄に掲げる分析方法について、従前より「これと同等以上の性能を有する分析方法」が認められているところであるが、同等以上の性能を有する分析方法として、誘導結合プラズマ発光分光分析装置(ICP-AES)及び誘導結合プラズマ質量分析装置(ICP-MS)を用いる分析方法があること。

第4 関係通達の一部改正

1 昭和51年2月18日付け基発第206号通達の一部改正(別添1参照)

昭和51年2月18日付け基発第206号「作業環境測定機関が設置すべき機器及び設備を定める告示の施行について」の一部を次のように改正する。

・記の2の(3)の表中「高速液体クロマトグラフ」の項の次に次のように加える。

検知管方式によるガス又は蒸気の濃度の測定機器又はこれと同等以上の性能を有する測定機器	作業環境測定基準(昭和51年労働省告示第46号)第10条第2項各号に掲げる物の濃度を測定することが可能であるもの
--	--

・記の2の(5)の表中「ガスクロマトグラフ」の項の次に次のように加える。

検知管方式によるガス又は蒸気の濃度の測定機器又はこれと同等以上の性能を有する測定機器	作業環境測定基準第13条第2項各号に掲げる物の濃度を測定することが可能であるもの
--	--

・記の3を次のように改める。

(1) 第1号及び第2号中「有する」とあるのは、「所有する」こと又は「占有する」ことをいうものであるが、いわゆるリースのほか、随時他の者の有する機器等を

利用することができる場合又は他の者と共同して機器等を備えている場合にも、これらの機器等を有しているものとみなすものであること。

(2) 作業環境測定機関が設置する機器及び設備については、適切な作業環境測定を実施するために必要な数を備え付けるよう指導されたい。

2 昭和 51 年 2 月 18 日付け基発第 207 号通達の一部改正（別添 2 参照）

昭和 51 年 2 月 18 日付け基発第 207 号「作業環境測定機関の登録等について」の別紙 1 の表中「検知管方式の測定機器」を「検知管方式の測定機器又はこれと同等以上の性能を有する測定機器」に改める。

3 昭和 52 年 3 月 24 日付け基発第 163 号通達の一部改正

昭和 52 年 3 月 24 日付け基発第 163 号「作業環境測定関係における質疑事項の回答について」の別紙の 2 の問 1 及び問 2 を削除する。

4 平成 17 年 3 月 31 日付け基発第 0331017 号通達の一部改正

平成 17 年 3 月 31 日付け基発第 0331017 号「屋外作業場等における作業環境管理に関するガイドラインについて」の一部を次のように改正する。

- ・本文 6 (1)イ(イ) の項中「19、24、26、29、30、31 の 2 若しくは 32 に掲げる物」を、「19、23 の 2、24、26、27 の 2、29、30、31 の 2 若しくは 32 に掲げる物」に改める。
- ・本文 6 (2)イ(イ) の項中「19、24、29、30 若しくは 31 の 2 に掲げる物」を、「19、23 の 2、24、27 の 2、29、30 若しくは 31 の 2 に掲げる物」に改める。
- ・別表 1 を次のように改正する。

別表第 1 測定対象物質と管理濃度等

物の種類	管理濃度等
1 土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じん	<p>次の式により算定される値</p> $E = \frac{3.0}{1.19Q + 1}$ <p>この式において、E 及び Q は、それぞれ次の値を表すものとする。</p> <p>E 管理濃度 (単位 mg/m³)</p> <p>Q 当該粉じんの遊離けい酸含有率 (単位 パーセント)</p>
2 アクリルアミド	0 . 1 mg/m ³
3 アクリロニトリル	2 ppm

4 アルキル水銀化合物(アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。)	水銀として0.01 mg/m ³
5 アルファ - ナフチルアミン及びその塩	-
6 石綿(アモサイト及びクロシドライトを除く。ただし、平成7年4月1日前に製造され又は輸入されたアモサイト及びクロシドライトは含む。)	5 μm以上の繊維として0.15本/cm ³
7 エチレンイミン	0.5 ppm
8 エチレンオキシド	1 ppm
9 塩化ビニル	2 ppm
10 塩素	0.5 ppm
11 オーラミン	-
12 オルト - トリジン及びその塩	-
13 オルト - フタロジニトリル	-
14 塩素化ビフェニル(別名PCB)	0.01 mg/m ³
15 カドミウム及びその化合物	カドミウムとして0.05 mg/m ³
16 クロム酸及びその塩	クロムとして0.05 mg/m ³
17 クロロメチルメチルエーテル	-
18 五酸化バナジウム	バナジウムとして0.03 mg/m ³
19 コールタール	ベンゼン可溶性成分として0.2 mg/m ³
20 ジアニシジン及びその塩	-
21 シアン化カリウム	シアンとして3 mg/m ³
22 シアン化水素	3 ppm
23 シアン化ナトリウム	シアンとして3 mg/m ³
24 ジクロルベンジジン及びその塩	-
25 3,3 - ジクロロ - 4,4 - ジアミノジフェニルメタン	0.005 mg/m ³
26 臭化メチル	1 ppm
27 重クロム酸及びその塩	クロムとして0.05 mg/m ³
28 水銀及びその無機化合物(硫化水銀を除く。)	水銀として0.025 mg/m ³
29 トリレンジイソシアネート	0.005 ppm
30 ニッケル化合物(ニッケルカルボニルを除き、粉状の物に限る。)	ニッケルとして0.1 mg/m ³
31 ニッケルカルボニル	0.001 ppm
32 ニトログリコール	0.05 ppm

33	パラ - ジメチルアミノアゾベンゼン	-
34	パラ - ニトロクロルベンゼン	0 . 6 mg/m3
35	砒素及びその化合物(アルシン及び砒化ガリウムを除く。)	砒素として0 . 0 0 3 mg/m3
36	弗化水素	0 . 5 ppm
37	ベータ - プロピオラクトン	0 . 5 ppm
38	ベリリウム及びその化合物	ベリリウムとして0 . 0 0 2 mg/m3
39	ベンゾトリクロリド	-
40	ベンゼン	1 ppm
41	ペンタクロルフェノール(別名PCP)及びそのナトリウム塩	ペンタクロルフェノールとして0 . 5 mg/m3
42	ホルムアルデヒド	0 . 1 ppm
43	マゼンタ	-
44	マンガン及びその化合物(塩基性酸化マンガンを除く。)	マンガンとして0 . 2 mg/m3
45	沃化メチル	2 ppm
46	硫化水素	5 ppm
47	硫酸ジメチル	0 . 1 ppm
48	鉛及びその化合物	鉛として0 . 0 5 mg/m3
49	アセトン	5 0 0 ppm
50	イソブチルアルコール	5 0 ppm
51	イソプロピルアルコール	2 0 0 ppm
52	イソペンチルアルコール(別名イソアミルアルコール)	1 0 0 ppm
53	エチルエーテル	4 0 0 ppm
54	エチレングリコールモノエチルエーテル(別名セロソルブ)	5 ppm
55	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート(別名セロソルブアセテート)	5 ppm
56	エチレングリコールモノ - ノルマル - ブチルエーテル(別名ブチルセロソルブ)	2 5 ppm
57	エチレングリコールモノメチルエーテル(別名メチルセロソルブ)	5 ppm

5 8	オルト - ジクロルベンゼン	2 5 ppm
5 9	キシレン	5 0 ppm
6 0	クレゾール	5 ppm
6 1	クロルベンゼン	1 0 ppm
6 2	クロロホルム	3 ppm
6 3	酢酸イソブチル	1 5 0 ppm
6 4	酢酸イソプロピル	1 0 0 ppm
6 5	酢酸イソペンチル(別名酢酸イソアミル)	1 0 0 ppm
6 6	酢酸エチル	2 0 0 ppm
6 7	酢酸ノルマル - ブチル	1 5 0 ppm
6 8	酢酸ノルマル - プロピル	2 0 0 ppm
6 9	酢酸ノルマル - ペンチル(別名酢酸ノルマル - アミル)	1 0 0 ppm
7 0	酢酸メチル	2 0 0 ppm
7 1	四塩化炭素	5 ppm
7 2	シクロヘキサノール	2 5 ppm
7 3	シクロヘキサノン	2 0 ppm
7 4	1 , 4 - ジオキサン	1 0 ppm
7 5	1 , 2 - ジクロルエタン(別名二塩化エチレン)	1 0 ppm
7 6	1 , 2 - ジクロルエチレン(別名二塩化アセチレン)	1 5 0 ppm
7 7	ジクロルメタン(別名二塩化メチレン)	5 0 ppm
7 8	N , N - ジメチルホルムアミド	1 0 ppm
7 9	スチレン	2 0 ppm
8 0	1 , 1 , 2 , 2 - テトラクロルエタン(別名四塩化アセチレン)	1 ppm
8 1	テトラクロルエチレン(別名パークロルエチレン)	5 0 ppm
8 2	テトラヒドロフラン	5 0 ppm
8 3	1 , 1 , 1 - トリクロルエタン	2 0 0 ppm
8 4	トリクロルエチレン	1 0 ppm
8 5	トルエン	2 0 ppm
8 6	二硫化炭素	1 ppm
8 7	ノルマルヘキサン	4 0 ppm

88	1 - ブタノール	2.5 ppm
89	2 - ブタノール	100 ppm
90	メタノール	200 ppm
91	メチルイソブチルケトン	50 ppm
92	メチルエチルケトン	200 ppm
93	メチルシクロヘキサノール	50 ppm
94	メチルシクロヘキサノン	50 ppm
95	メチル - ノルマル - ブチルケトン	5 ppm
96	アントラセン	-
97	酢酸ビニル	10 ppm
98	パラ - ジクロルベンゼン	10 ppm
99	ビフェニル	0.2 ppm
備考 この表の右欄の値は、温度25度、1気圧の空気中における濃度を示す。		

5 昭和57年2月4日付け基発第85号通達の一部改正

昭和57年2月4日付け基発第85号「作業環境測定記録のモデル様式について」の一部を次のように改正する。

- ・ 別添の「作業環境測定結果記録表及び作業環境測定結果報告書（証明書）」を、次のように改正する。（別添3参照）

作業環境測定結果報告書(証明書)

殿

貴事業場より委託を受けた作業環境測定の結果は、下記及び別紙作業環境測定結果記録表に記載したとおりであることを証明します。

測定を実施した作業環境測定機関

名 称	代表者職氏名		⑩
	- (2) 作業環境測定結果の管理を担当する者の氏名		⑩
所在地 (TEL、FAX)			
登録番号	作業環境測定に関する精度管理事業への参加の有無	無 有 (年度 参加 No.)	
連絡担当作業環境測定士氏名		登録に係る指定作業場の種類	第 1 2 3 4 5

測定を委託した事業場等

名称	
所在地 (TEL、FAX)	

記

- 測定を実施した単位作業場所の名称 :
- 測定した物質の名称及び管理濃度 :
- 測定年月日 (1日目) 年 月 日 (2日目) 年 月 日
- 測定結果

測定日	1日目	2日目	1日目と2日目の総合	区分
A測定結果〔幾何平均値〕	$M_1 = ()$	$M_2 = ()$	$M = ()$	
B測定値	$()$			

()内には単位〔ppm・mg/m³・f/cm³・無次元〕を記入

管理区分 (作業環境管理の状態)	第1管理区分 (適切)	第2管理区分 (なお改善の余地)	第3管理区分 (適切でない)
---------------------	----------------	---------------------	-------------------

【事業場記入欄】(以下については事業場の責任において記入すること)

作成者職氏名		作成年月日	年 月 日
--------	--	-------	-------

(1) 当該単位作業場所における管理区分等の推移(過去4回)

測定年月日	年 月	年 月	年 月	年 月(前回)
A測定結果				
B測定結果				
管理区分	第1 第2 第3	第1 第2 第3	第1 第2 第3	第1 第2 第3

(2) 衛生委員会、安全衛生委員会又はこれに準ずる組織の意見

(3) 産業医又は労働衛生コンサルタントの意見

(4) 作業環境改善措置の内容

②⑥ 併行測定を行う測定点を決定した理由
(1) 粉じんの粒径の大きさ(特に、発じん時)

(2) 気流の影響

(3) 発生源からの距離

②⑦ B測定 of 測定点と測定時刻を決定した理由

(1) 発生源に近接する場所における作業

(2) 濃度が最も高くなると思われる作業位置

(3) 濃度が最も高くなると思われる時間

②⑧ A測定点の数を5点未満に決定した理由

(1) 単位作業場所の広さ

(2) 過去における測定の記録










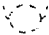

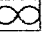


②⑧-(2) A測定点の間隔を6m超に決定した理由

(1) 過去における測定の記録

②⑨ 測定に係る監督署長許可の有無

有 (許可年月日 年 月 日 許可番号) 無

5 全体図、単位作業場所の範囲、主要な設備、発生源、測定点の配置等を示す図面
(5ミリ方眼)

事業場名		作業場名	
<p>〔記号〕 ①、②、③……：A測定点 ㊦：B測定点 ●：併行測定点 ☒：発生源</p> <p> ：囲い式フード ：外付け式フード ：気流方向 ：気流滞留状態 </p> <p> ：上昇気流 ：下降気流 ：気流拡散状態 ：気象測定地点 </p> <p> ：作業者位置 ：作業者移動位置 ：単位作業場所の範囲 </p> <p> ：換気扇 ：扇風機 ：プッシュプル </p> <p>※単位作業場所の縦・横の寸法は必ず記入すること。その他必要な事項については記載要領を参照。</p>			

6 測定データの記録

【A測定データ】

③④ No.	1日目		2日目		③④ No.	1日目		2日目	
	③③ 相対濃度 ()	③⑤ 質量濃度 (mg/m ³)	③③ 相対濃度 ()	③⑤ 質量濃度 (mg/m ³)		③③ 相対濃度 ()	③⑤ 質量濃度 (mg/m ³)	③③ 相対濃度 ()	③⑤ 質量濃度 (mg/m ³)
1					11				
2					12				
3					13				
4					14				
5					15				
6					16				
7					17				
8					18				
9					19				
10					20				

【B測定データ】

③⑧ C _{B1}				
C _{B2}				
C _{B3}				

7 サンプルング実施時の状況

③⑨ サンプルング実施時に当該単位作業場所で行われていた作業、設備の稼働状況等及び測定値に影響を及ぼしたと考えられる事項の概要

〔作業工程と発生源及び作業人数〕

〔設備、排気装置の稼働状況〕

〔ドア、窓の開閉、気流の状況〕

〔当該単位作業場所の周辺からの影響〕

〔各測定点に関する特記事項〕

天候		温度		湿度	%	気流	~	m/s
----	--	----	--	----	---	----	---	-----

8 粉じん濃度の測定に使用した機器等 (1日目、2日目)

イ 分粒装置を用いるろ過捕集方法及び重量分析方法

ロ 相対濃度指示方法

イ	質量濃度測定	④1 サンプラーの名称及び型式		④2 分粒装置の名称及び型式	
		④3 吸引流量	L/min	④4 捕集時間	分間
		④4-(2)天秤の機器名及び型式(読取限度)	(mg)	④4-(3)ろ過材の種類	
ロ	相対濃度測定 (併行測定)	④5 使用機器名		④6 型式	
		④7 較正年月日	年 月 日	④8 較正証番号	
		④9-(2)サンプリング時間	分間		
	相対濃度測定 (A・B測定)	④5 使用機器名		④6 型式	
		④7 較正年月日	年 月 日	④8 較正証番号	
		④9-(3) A測定 of サンプリング時間			分間 (分間隔)

9 質量濃度変換係数の決定

併行測定の実施		⑤1 相対濃度	[]	⑤3 捕集時間	分間	⑤3-(2) 粉じん量	mg
		⑤2 質量濃度	mg / m ³	⑤4 質量濃度変換係数	K =		
過去の値の利用	測定実施日	相対濃度 []	質量濃度 mg / m ³	捕集時間 分間	質量濃度変換係数	相対濃度計の較正	
						較正年月日	較正証番号
	1回目						
	2回目						
	3回目						
	4回目						
		⑤9 質量濃度変換係数	K =				
厚生労働省労働基準局長が示す数値		⑥0 質量濃度変換係数	K =				

10 遊離けい酸含有率の測定

⑥1 測定方法	エックス線回折法（使用機器名及び型式： _____）		
	りん酸法	その他（ _____ ）	
⑥1-(2)自機関・外部委託	自機関	外部委託（委託機関名： _____） （機関登録番号： _____） （測定者： _____） （測定士登録番号： _____）	
⑥2 試料の種類	浮遊粉じん	堆積粉じん	原材料
	粒度調製方法	再発じん法	液相沈降法 その他（ _____ ）
⑥2-(2)定性結果	石英	クリストバライト	トリジマイト なし
⑥2-(3)定量結果	石英： クリストバライト： トリジマイト：		
⑥3 遊離けい酸含有率	Q = _____ % (石英 _____ % + クリストバライト _____ % + トリジマイト _____ %)		
⑥3-(2) 分析日	_____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日 (_____ 日間)		

11 測定結果

A測定	区分	1日目	2日目	M及び [*]
	⑦1	幾何平均値	$M_1 =$ _____ mg/m^3	$M_2 =$ _____ mg/m^3
⑦2	幾何標準偏差	$\sigma_1 =$ _____	$\sigma_2 =$ _____	$\sigma =$ _____
⑦3	第1評価値	$E_{A1} =$ _____ mg/m^3		
⑦4	第2評価値	$E_{A2} =$ _____ mg/m^3		
B測定	⑦5	$C_B =$ _____ mg/m^3		

12 評価

⑦9	評価日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
⑧0	評価箇所	②1の単位作業場所と同じ
評価結果	⑧1 管理濃度	$E = 3.0 / (1.19Q + 1) =$ _____ mg/m^3
	⑧2 A測定の結果	$E_{A1} < E$ E_{A1} E E_{A2} $E_{A2} > E$
	⑧3 B測定の結果	$C_B < E$ $E \times 1.5$ C_B E $C_B > E \times 1.5$
	⑧4 管理区分	第1 第2 第3
⑧5	評価を実施した者の氏名	_____

保存 年

年 月 日

報告書(証明書)番号

作業環境測定結果報告書(証明書)

殿

貴事業場より委託を受けた作業環境測定の結果は、下記及び別紙作業環境測定結果記録表に記載したとおりであることを証明します。

測定を実施した作業環境測定機関

名 称	代表者職氏名		④
	- (2) 作業環境測定結果の管理を担当する者の氏名		④
所在地(TEL、FAX)			
登録番号	作業環境測定に関する精度管理事業への参加の有無	無 有 (年度 参加 No.)	
連絡担当作業環境測定士氏名		登録に係る指定作業場の種類	第 1 2 3 4 5

測定を委託した事業場等

名称	
所在地(TEL、FAX)	

記

- 測定を実施した単位作業場所の名称 :
- 測定した物質の名称及び管理濃度 :
- 測定年月日 (1日目) 年 月 日 (2日目) 年 月 日
- 測定結果

測定日	1日目	2日目	1日目と2日目の総合	区分
A測定結果〔幾何平均値〕	M ₁ = ()	M ₂ = ()	M = ()	
B測定値	()			

()内には単位〔ppm・mg/m³・f/cm³・無次元〕を記入

管理区分 (作業環境管理の状態)	第1管理区分 (適切)	第2管理区分 (なお改善の余地)	第3管理区分 (適切でない)
---------------------	----------------	---------------------	-------------------

【事業場記入欄】(以下については事業場の責任において記入すること)

作成者職氏名		作成年月日	年 月 日
--------	--	-------	-------

(1) 当該単位作業場所における管理区分等の推移(過去4回)

測定年月日	年 月	年 月	年 月	年 月(前回)
A測定結果				
B測定結果				
管理区分	第1 第2 第3	第1 第2 第3	第1 第2 第3	第1 第2 第3

(2) 衛生委員会、安全衛生委員会又はこれに準ずる組織の意見

(3) 産業医又は労働衛生コンサルタントの意見

(4) 作業環境改善措置の内容

作業環境測定結果記録表(B 特定化学物質、鉛、有機溶剤、石棉用)

報告書(証明書)番号 _____

1 測定を実施した作業環境測定士

氏名	登録番号	実施項目の別		
	-	デザイン	サンプリング	分析
	-	デザイン	サンプリング	分析
	-	デザイン	サンプリング	分析
	-	デザイン	サンプリング	分析
	-	デザイン	サンプリング	分析

2 測定対象物質等

		種 類	名 称	製造又は取扱量
当該単位作業場所において製造し、又は取り扱う物質		特1・特2・有1・有2・鉛・石・その他		/月
				/月
				/月
当該単位作業場所で行われる業務の概要				
測定対象物質の名称				
成分 指数の 計 算	含有率(%)			
	t の 値			
	成分指数	F =		

3 サンプリング実施日時

	日 別	実 施 日	開始時刻(イ)	終了時刻(ロ)	時間(ロ) - (イ)
A測定	1日目	年 月 日	時 分	時 分	分間
	2日目	年 月 日	時 分	時 分	分間
B測定		年 月 日	時 分	時 分	分間

4 単位作業場所等の概要

㉑ 単位作業場所 No.		㉓ A測定の測定点の数	1日目		2日目
㉒ 単位作業場所の広さ	m ²	㉔ A測定の測定値の数	1日目		2日目
㉕ 単位作業場所について					
(1) 有害物の分布の状況					
(2) 労働者の作業中の行動範囲					
(3) 単位作業場所の範囲を決定した理由					

⑳ 併行測定を行う測定点を決定した理由

㉑ B 測定の測定点と測定時刻を決定した理由

(1) 発生源に近接する場所における作業

(2) 濃度が最も高くなると思われる作業位置

(3) 濃度が最も高くなると思われる時間

㉒ A 測定点の数を5点未満に決定した理由

(1) 単位作業場所の広さ

(2) 過去における測定の記録

㉒(2) A 測定点の間隔を6m超に決定した理由

(1) 過去における測定の記録

㉓ 測定に係る監督署長許可の有無

有 (許可年月日 年 月 日 許可番号) 無

5 全体図、単位作業場所の範囲、主要な設備、発生源、測定点の配置等を示す図面
(5ミリ方眼)

事業場名	作業場名	
<p>〔記号〕 ①、②、③……：A測定点 ④：B測定点 ●：併行測定点 ☒：発生源</p> <p> ：囲い式フード ：外付け式フード ←：気流方向 ：気流滞留状態 ：上昇気流 ：下降気流 ：気流拡散状態 ：気象測定地点 ：作業者位置 ：作業者移動位置 □：単位作業場所の範囲 ：換気扇 ：扇風機 ><◇>：プッシュプル </p> <p>※単位作業場所の縦・横の寸法は必ず記入すること。その他必要な事項については記載要領を参照。</p>		

6 測定データの記録(1日目、 2日目)

〔 A測定データ〕

〔単位：ppm・mg/m³・f/c.m³〕

30 測定対象物質の名称											
31 管理濃度等	E =		E =		E =		E =		E =		E = 1
34	35 C	36 $\frac{C}{E}$	35 C	36 $\frac{C}{E}$	35 C	36 $\frac{C}{E}$	35 C	36 $\frac{C}{E}$	35 C	36 $\frac{C}{E}$	37 $\sum_{i=1}^n \frac{C_i}{E_i}$
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											

コメント [y1]: 1日目、2日目を削除…旧モデル様式と合わせた

コメント [y2]: 「6 測定データの記録」のところでは、「無次元」の単位は要らない。無次元はC/Eの場合に使用されると思われるが、混合有機溶剤でもppm表示であり、ppmと無次元の両方に 印を入れるのは不自然と思われる。C/Eは計算の途中の値であり、単位は要らない。ただし、「11 測定結果」のところには「無次元」の単位は必要である。

〔 B測定データ〕

38	C _{B1}										
	C _{B2}										
	C _{B3}										

7 サンプルング実施時の状況

③9 サンプルング実施時に当該単位作業場所で行われていた作業、設備の稼働状況等及び測定値に影響を及ぼしたと考えられる事項の概要

〔作業工程と発生源及び作業者数〕

〔設備、排気装置の稼働状況〕

〔ドア、窓の開閉、気流の状況〕

〔当該単位作業場所の周辺からの影響〕

〔各測定点に関する特記事項〕

天候		温度		湿度	%	気流	~ m/s
----	--	----	--	----	---	----	-------

8 試料採取方法等

41 試料採取方法	直接・液体・固体・ろ過・検知管()・その他()		
42 捕集剤、捕集器具及び型式		43 吸引流量	L/min
44 捕集時間	分間(分間隔)	47 捕集量	L

9 分析方法等

48 分析方法	吸光光度・蛍光光度・原子吸光・ガスクロマトグラフ・重量分析・計数・高速液体クロマトグラフ・検知管・その他()
49 使用機器名及び型式	
④9-(2) 分析日	年 月 日 ~ 年 月 日(日間)

10 測定値(換算値)変換係数の決定(監督署長許可の場合のみ記入)

1日目	⑤1 検知管指示値	ppm	⑤3 捕集時間	分間
	⑤2 測定値(換算値)		⑤4 測定値(換算値)変換係数	
2日目	⑤5 検知管指示値	ppm	⑤7 捕集時間	分間
	⑤6 測定値(換算値)		⑤8 測定値(換算値)変換係数	

11 測定結果

[単位: ppm・mg/m³・f / cm³・無次元]

A測定	区分	1日目	2日目	M及び
	⑦1 幾何平均値	M ₁ =	M ₂ =	M =
⑦2 幾何標準偏差	₁ =	₂ =	=	
⑦3 第1評価値	E _{A1} =			
⑦4 第2評価値	E _{A2} =			
B測定	⑦5	C _B =		

12 評価

⑦9 評価日	年 月 日			
⑧0 評価箇所	②1の単位作業場所と同じ			
評価結果	⑧1 管理濃度	E = [ppm・mg/m ³ ・f / cm ³ ・無次元]		
	⑧2 A測定の結果	E _{A1} < E	E _{A1} E E _{A2}	E _{A2} > E
	⑧3 B測定の結果	C _B < E	E × 1.5 C _B E	C _B > E × 1.5
	⑧4 管理区分	第1	第2	第3
⑧5 評価を実施した者の氏名				

作業環境測定結果報告書（証明書）記載要領

本報告書は、測定を実施した単位作業場所ごとに発行すること。
 記載に当たっては、この記載要領を参照して測定結果を正しく記入すること。
 「報告書（証明書）番号」は、後日この番号により測定内容を追跡できるように番号を付けること。

報告書（証明書）A・B共通

No.

-(2)作業環境測定結果を統括管理する作業環境測定士の氏名を記載すること。管理担当者には、作業環境測定インストラクターなど一定以上の能力を有する作業環境測定士が望ましいこと。

作業環境測定に関するデザイン、サンプリング及び分析技術に係る精度管理事業の参加の有無を記載すること。

事業場からの問い合わせに的確に回答できる当該単位作業場所の作業環境測定を実施した作業環境測定士名を記載すること。

1. 当該事業場（工場）で通常用いている作業場の名称を記入すること。
2. 管理濃度の値は単位を付けて記入すること。（混合溶剤の場合には混合溶剤（主成分の物質名）を記載し、管理濃度は換算値として「1（無次元）」と記載すること。）
3. 2日目の測定を実施しなかった場合は該当欄に 印を記載すること。
4. A測定結果の1日目、2日目の欄にはM₁、M₂を、1日目と2日目の総合欄にはMの値を記載すること。（1日目の場合は、1日目と2日目の総合欄にはM₁の値を記載すること。）
 - ・ B測定値が定量下限の値に満たない場合には、定量下限の値を記入すること。
 - ・ A測定のみ実施した場合は、「B測定値」の欄に斜線を引くこと。
 - ・ A測定及びB測定の「区分」の欄は該当項目を で囲むこと。
 管理濃度をE、第1評価値をE_{A1}、第2評価値をE_{A2}として、E_{A1}<Eならば「_{A1}」
 E_{A1} E E_{A2}ならば「_{A1}」 E_{A2}>Eならば「_{A2}」 C_B<Eならば「_B」
 E×1.5 C_B Eならば「_B」 C_B>E×1.5ならば「_B」が該当すること。
 - ・ 管理区分の欄は該当項目を で囲むこと。

【事業場記入欄】

作業環境測定機関が記入するのではなく、「安全衛生委員会、衛生委員会又はこれに準ずる組織の意見」、「産業医又は労働衛生コンサルタントの意見」に、この測定結果を基に、今後、改善して行くべき点に対するそれぞれの立場からの具体的方法等を記載させ、「作業環境改善措置の内容」には、その講じた措置の概要を具体的に記載するよう【事業場記入欄】の作成者に説明すること。この際同一用紙上に記入できない場合には別紙として添付させてもよい旨について説明すること。

1 A及び1 Bページに掲げる表

標題：作業環境測定結果記録表（B 特定化学物質、鉛、有機溶剤、石綿用）

No.	A	B
	実施の項目別に業務に携わった測定士の氏名を記入する。	
		特定化学物質等の第1類にあつては特1・第2類にあつては特2を、有機溶剤の第1種にあつては有1・第2種にあつては有2を、鉛にあつては鉛を、石綿にあつては石を、これら以外の物質についてはその他を で囲むこと。
	当該作業場で発散する物質の名称をクレール、タルク、カーボンブラック、石英、亜鉛、アーク溶接ヒューム等具体的に記入すること。	通称「例えばクロム酸系顔料、ジアゾ染料、クリアラッカー、ゴム系接着剤等」を記入すること。
	Kg、L等单位も忘れずに記入すること。	
	欠番	鉛にあつては、安衛法施行令別表第4、有機溶剤にあつては、有機則第1条第1項第6号に掲げる業務の記号を記入すること。
	欠番	特定化学物質にあつては、安衛法施行令別表第3、有機溶剤にあつては、安衛法施行令別表第6の2に掲げる物質の名称、「その他」に をつけた場合には、これらに準じて名称を記入すること。
	欠番	㉔で有の場合、基発第461号通達「平成2年7月17日」を参照して算出した値を記入すること。
	B測定値が2以上得られた場合には、そのうち最大の値が得られた日時等を記入すること。	
㉑	測定を実施した単位作業場所が分かるように番号等を記入すること。	
㉒	おおよその広さを記入すること。	
㉔	㉓の数と異なる場合のみ記入すること。記入しない場合には、「-」を記入すること。	
㉕	デザインを実際に行った作業環境測定士が、次の事項を記述すること。 (1)発生源の特定、有害物の拡散理由とその拡散範囲 (2)発生源作業、それに付帯するすべての労働者の行動範囲 (3)最終的に単位作業場所を決定した理由(有害物の分布の状況、労働者の作業中の行動範囲等を考慮して決定した旨を記述すること)	
㉖	デザインを実際に行った作業環境測定士が、次の事項を記述すること。	デザインを実際に行った作業環境測定士が、決定理由を記述すること。

	粉じんの粒径の大きさ(特に、発じん時)、気流の影響、発生源からの距離等を考慮して決定した旨を記述すること。
㉗	デザインを実際に行った作業環境測定士が、次の事項を記述すること。 (1)発生源に近接する場所における作業(近接する作業がない場合はその旨を記述すること) (2)濃度が最も高くなると思われる作業位置 (3)濃度が最も高くなると思われる時間
㉘	デザインを実際に行った作業環境測定士が、次の事項を記述すること。 (1)単位作業場所の広さ (2)過去における測定の記録
㉘(2)	デザインを実際に行った作業環境測定士が、次の事項を記述すること。 (1)過去における測定の記録
㉙	作業環境測定基準第2条第3項、第10条第3項又は第13条第3項の規定に基づく所轄労働基準監督署長の許可(以下「署長許可」という。)を受けている場合に記入すること。

2 A及び2 Bページに掲げる表 A・B共通

- (1) 事業場名、作業場名を記入する。図面に関しては、測定実施時の単位作業場所及びその周囲との様子が理解できるように、「記号」を参照して、主要な設備、A測定点、B測定点、併行測定点、局所排気装置のフードの位置、気流の滞留状態、作業者の位置、単位作業場所の範囲、風速及び風向き等記入すること。また、必要に応じ、発生源、全体換気装置、窓等の開口部等の位置等も記入すること。ただし、一つの作業場に単位作業場所が2以上ある場合には、単位作業場所の位置関係が分かるような図又は単位作業場所の四方が仕切られていない場合には単位作業場所の周辺の作業場が分かるような図を併記すること。この際、同一用紙上に記入できない場合には別紙として添付してもよい。
- (2) その他必要とする記号等は、記号のところに必ず記号と説明とを記入すること。
- (3) A測定を同一測定点で繰り返し行ったときは、3 A及び3 Bページの表の(34)中の測定点の番号と一致するように、図面には次のように記入すること。
測定点が1点の場合…………… ~ n
測定点が2点以上の場合には次のように記入する。

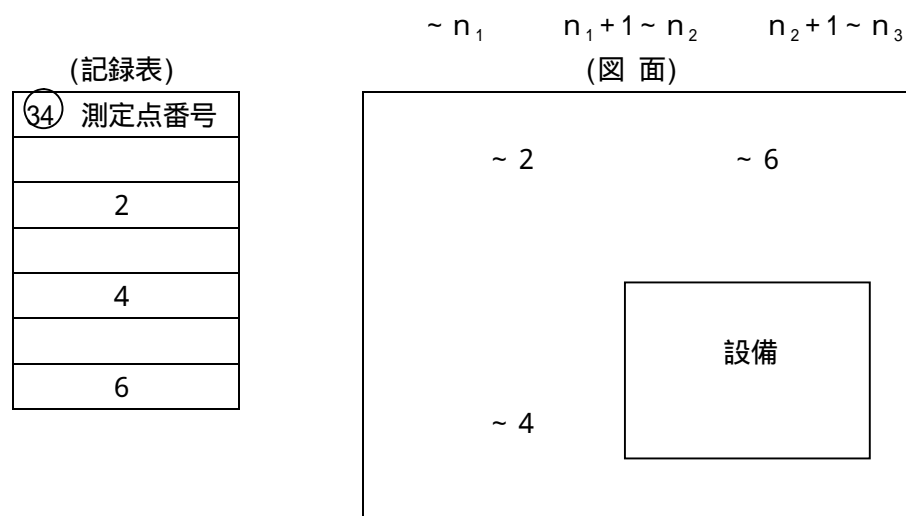


図1 繰り返し測定の記入例

- (4) 設備等があって測定が著しく困難な位置を除く場合には、その旨を(注)として記述すること。

- 【記号】 ①、②、③…… : A測定点 ④ : B測定点 ● : 併行測定点 ☒ : 発生源
 ☒ : 囲い式フード ☒ : 外付け式フード ← : 気流方向 ☒ : 気流滞留状態
 ☒ : 上昇気流 ☒ : 下降気流 ☒ : 気流拡散状態 ☒ : 気象測定地点
 ☒ : 作業者位置 ☒ : 作業者移動位置 ☒ : 単位作業場所の範囲
 ☒ : 換気扇 ☒ : 扇風機 ☒ : プッシュプル

※単位作業場所の縦・横の寸法は必ず記入すること。その他必要な事項については記載要領を参照。

3 A及び3 Bページに掲げる表 3 Bページに掲げる表のみ

- (1) 2日間測定を行う場合又は6物質(監督署長許可を受けている場合にあっては、5物質)以上の場合には、3 Bページを2枚用いて記録すること。
- (2) 監督署長許可を受けている場合には、第1欄の30に(検)と、(35)Cに検知管の指示値を記入し、(37)

$$\sum_{i=1}^n C_i/E_i \text{ に測定値(換算値)を記録すること。}$$

No.	A	B
30	欠番	で記入した名称を記入すること。監督署長許可により検知管を用いて測定を行った場合は、第1欄(検)と記入すること。
31	欠番	作業環境評価基準(昭和63年労働省告示第79号)別表に従って記入すること。

㉓	相対濃度の表示単位を記入すること。	欠番
㉔	A測定を同一測定点で繰り返し行ったときは、2A及び2Bページの図面中の測定点の番号と一致していること。監督署長許可により検知管を用いて併行測定を行った場合には、その測定点を で囲むこと。	
㉕	相対濃度指示方法による測定の場合には、㉔の値を用いて質量濃度を求めて記入すること。	各測定点における有害物質の濃度を記入すること。監督署長許可により検知管を用いて測定を行った場合、「C」欄を用いて検知管指示値を記入すること。
㉖	欠番	各測定点における有害物質の濃度を各有害物質の管理濃度で除した値を記入すること。監督署長許可を受けている場合には、㉔の値を用いて換算値を求めて記入すること。
㉗	欠番	各測定点における有害物質の濃度を各有害物質の管理濃度で除した値の和を記入すること。
㉘	2以上の測定点においてB測定を実施した場合には、その値をそれぞれ記入すること。	
㉙	の実際に測定した作業環境測定士が各項目について平易に記入すること。	

4A及び4Bページに掲げる表

4Aページの「8粉じん濃度の測定に使用した機器等」の測定方法別に該当する箇所に記入をすること。ただし、イの測定はすべての測定点で質量濃度を測定する場合であること。併行測定を行った場合には、イ、ロに記入する。2日間測定を行う場合には、4Aページを2枚用いて記録すること。

No.	A	B
㉚		該当する項目をすべて で囲むこと。検知管を で囲んだ場合、()内に使用した検知管を記入すること。その他を で囲んだ場合には、()内に試料採取方法を記入すること。
㉛		㉚で をつけたすべての方法について記入すること。捕集袋による採取の場合には、使用した捕集袋の容量も記入すること
㉜	一つの試料の吸引流量を記入すること。(吸引流量が明らかでない場合は除く。)	
㉝	一つの試料の捕集に要した時間を記入すること。ただし、捕集時間が10分未満の場合には、()内に試料空気の採取の間隔時間を記入すること。	
㉞(2)	使用した天秤機器名と型式を記入すること。また、()内には読取限度を記入すること。	欠番
㉞(3)	使用したろ過材の名称と型式を記入すること。	欠番
㉟	厚生労働省労働基準局長が指定する者によって較正された年月日を記入すること。	一つの試料の捕集量を記入すること。
㊱		該当する項目を で囲むこと。その他を で囲んだ場合には()内に分析方法を記入すること。
㊲(2)	併行測定時間を記入すること	欠番
㊲(3)	相対濃度計による一つのA測定点の測定時間を記入すること。	欠番
㊳(2)	欠番	サンプリング試料の前処理、分析等を実施した期間を記入すること。また()内は実日数を記入すること。
㊴	()内には㉛で記入した単位を記入すること。	
㊵		混合有機溶剤の測定の場合は、換算値を記入すること。
㊶	捕集時間を記入する。	
㊷(2)	ろ過材に捕集された粉じんの質量を記入すること。	欠番
㊸		混合有機溶剤の測定の場合は、換算値変換係数を記入すること。
㊹	欠番	混合有機溶剤の測定の場合は、換算値を記入すること。
㊺	欠番	混合有機溶剤の測定の場合は、換算値変換係数を記入すること。
㊻	基発第462号通達(平成2年7月17日)の記の第1の2に示す値を記入すること。	欠番

5Aページに掲げる表

㊼	定性分析・定量分析に該当する項目を で囲むこと。その他を で囲んだ場合には、()内に測定方法を記入すること。	欠番
㊼(2)	自機関または外部委託の場合は、該当する項目を で囲むこと。外部委託の場合は、委託機関名等を記入すること。	欠番

⑥②	「試料の種類」、「粒度調整方法」のそれぞれについて該当する項目を囲むこと。	欠番
⑥②(2)	該当する物質を で囲むこと。	欠番
⑥②(3)	定性分析で該当した物質の定量値を記入すること。	欠番
⑥③	Qの値を求める場合には、計算に用いる各物質の値を()内に記入のうえ、計算すること	欠番
⑥③(2)	遊離けい酸含有率の測定に係る前処理、分析等を実施した期間を記入すること。また、()内は実日数を記入すること。	欠番
⑦①	評価値の計算に用いた「M」は、次式を用いて算出した値を記入すること。 (2日間の場合) $M = \overline{M_1 \cdot M_2}$ 又は $\log M = (\log M_1 + \log M_2) / 2$ (1日間の場合) $M = M_1$	
⑦②	評価値の計算に用いた「 σ 」は、次式を用いて算出した値を記入すること。 (2日間の場合) $\log \sigma = \frac{(\log^2 M_1 + \log^2 M_2) / 2 + (\log M_1 - \log M_2)^2 / 2}{2}$ (1日間の場合) $\log \sigma = \log^2 M_1 + 0.084$	
⑦③	作業環境評価基準第3条に従って算出した第1評価値を記入すること。	
⑦④	作業環境評価基準第3条に従って算出した第2評価値を記入すること。	
⑦⑤	⑥③に2以上の数値がある場合には、最大値を記入すること。ただし、定量下限の値に満たない場合は、定量下限の値を記入すること。	
⑧①		()内は該当する項目を で囲むこと。(混合有機溶剤の場合は無次元を で囲むこと。)
⑧②	該当する項目を で囲むこと。	
⑧③	該当する項目を で囲むこと。	
⑧④	該当する項目を で囲むこと。	
⑧⑤	評価を行った者の氏名を記入すること。	